

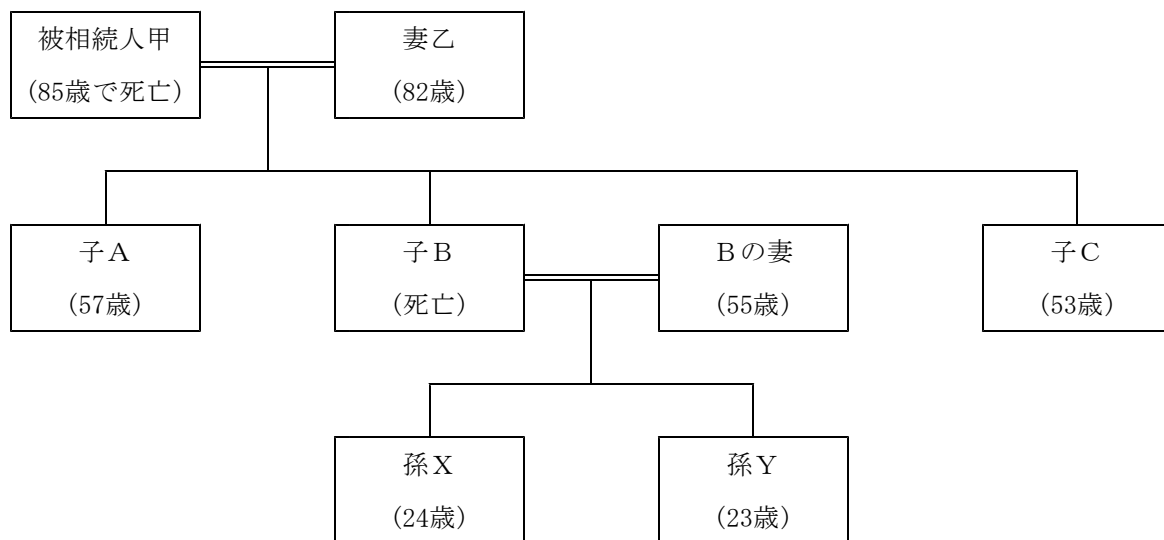
2023年合格目標 修了考査

2時間で完結～相続税～

＜平成28年度修了考査を参考とした問題＞

被相続人甲は令和5年12月10日に死亡した。以下の〔資料1〕から〔資料8〕を基に甲の相続税額に係る **問1** から **問4** の各設問に答えなさい。特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

〔資料1〕 相続関係図（相続開始時点）



1. 子Bは平成27年に死亡している。
2. 相続人は全員、障害者ではない。

〔資料2〕 甲の財産

1. 金融資産（現預金、上場株式など）	相続税評価額 70,000,000円
2. N社株式（非上場株式、資産管理会社）	相続税評価額 XXX,XXX,XXX円
3. 甲の自宅敷地（相続時点で妻乙と同居）250㎡	相続税評価額 100,000,000円
4. 甲の自宅建物	相続税評価額 40,000,000円
5. その他の財産（自家用車、家財など）	相続税評価額 12,000,000円

〔資料3〕 N社株式の相続税評価に関する資料

財産評価基本通達に基づくN社株式の相続税評価は以下のとおりであった。

1株当たりの純資産価額	1,500円
1株当たりの類似業種比準価額	500円
1株当たりの配当還元価額	200円
発行済株式数	80,000株

N社株式は、取引相場のない株式であり、同社は評価上「小会社」に該当する。

〔資料4〕 葬式費用

甲の葬式費用 3,000,000円（妻乙が負担した。）

〔資料5〕 相続時精算課税による贈与財産

甲は以前、自身が設立した株式会社甲商事の代表取締役であったが、事業承継を進めるために平成31年3月に取締役を退任し退職金を受け取っている。甲商事株式については、新たに代表取締役となった子Aに対して、全株式を同年7月に相続時精算課税制度による贈与を行った。

贈与時点の甲商事株式評価額 75,000,000円

相続時精算課税制度による贈与税額 所定の税額を納期限までに納付済み

なお、甲商事株式の相続開始時点の相続税評価額は、250,000,000円である。

〔資料6〕 甲から孫Xと孫Yに対する贈与

孫Xと孫Yは、令和4年4月1日に、甲より金銭の贈与を受け、翌年に贈与税の申告と納付を行っている。なお、孫Xと孫Yは相続開始前年3年以内にこれ以外の贈与を受けていない。

	贈与を受けた額	贈与税額
孫X	3,000,000円	所定の税額を納期限までに納付済み
孫Y	3,000,000円	所定の税額を納期限までに納付済み

〔資料7〕 遺産分割協議

遺産分割協議が成立し、金融資産については、各法定相続人が均等に取得することとなった。N社株式については、発行済株式の全てを被相続人である甲が保有していたが、子Aが全て取得することとなった。また、自宅敷地、自宅建物及びその他の財産については、妻乙が全て取得することとなった（配偶者居住権は取得していない）。

〔資料8〕相続税と贈与税の速算表

相続税の速算表は、以下のとおりである。

課税標準		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	2億円以下	40%	1,700万円
2億円超	3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	6億円以下	50%	4,200万円
6億円超		55%	7,200万円

贈与年の1月1日において18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の速算表は、以下のとおりである（一部省略）。

課税標準		税率	控除額
	200万円以下	10%	—
200万円超	400万円以下	15%	10万円

問 1 甲の相続税の計算において、答案用紙に示される相続税の申告書抜粋を完成させなさい。

また、(1) 土地の価額 (2) 相続時精算課税適用財産の価額の算出根拠を説明しなさい。なお、自宅敷地については、租税特別措置法第69条の4（本問末尾の〔参考条文〕参照）に規定する特定居住用宅地等に該当する。

問 2 甲の相続税の計算における遺産に係る基礎控除額について算出過程を示して計算しなさい。

問 3 甲の相続税の総額の計算において、答案用紙に示される相続税の申告書（抜粋）を完成させなさい。

問 4 各相続人別の納付すべき相続税額の計算において、答案用紙に示される相続税の申告書（抜粋）を完成させなさい。

また、妻乙、子A及びその他の相続人の税額控除の内容についてそれぞれ算出根拠を説明しなさい。

〔参考条文〕

第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族

（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。同項において同じ。）の用又は居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める用途に供されている場合を除く。）における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第二号において同じ。）に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。同項及び次条第五項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち政令で定めるもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 百分の二十

二 略

2 前項に規定する限度面積要件は、当該相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した者に係る次の各号に掲げる選択特例対象宅地等の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

略

二 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が三百三十平方メートル以下であること。

＜答案用紙＞

平成28年度修了考査より答案用紙は公表されなくなったため、以下、設問に対応した答案用紙を適宜作成し記載している。

問 1 （単位：円）

	合計	財産を取得した人				
金融資産						
N社株式						
自宅敷地						
自宅建物						
その他の財産						
①取得財産の価額						
②相続時精算課税適用財産の価額						
③債務及び葬式費用の金額						
④純資産価額 (①+②-③)						
⑤純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産額						
課税価格 (④+⑤)						

(1) 土地の価額の算定根拠

--

(2) 相続時精算課税適用財産の価額の算出根拠

--

問 2

遺産に係る基礎控除額	
------------	--

問 3

①課税価格の合計		②遺産に係る基礎控除額		③課税遺産総額（①－②）	
円		円		円	
④法定相続人		⑤左の法定相続人に 応じた法定相続分	⑥法定相続分に応ずる 取得金額（③×⑤）		⑦相続税の総額の 基となる税額 （⑥×税率－控除額）
氏 名	被相続人との続柄				
乙	妻		円		円
A	長男		円		円
C	三男		円		円
X	Bの子		円		円
Y	Bの子		円		円
法定相続人の数	5 人	合計	1	相続税の総額（⑦の合計）	円

問 4 （単位：円）

	合計	財産を取得した人				
①相続税の総額						
②あん分割合	1.00					
③算出税額 (①×②)						
暦年課税分の 贈与税額控除額						
配偶者の税額軽 減額						
④税額控除 計						
⑤差引税額 (③－④)						
⑥相続時精算課税分 の贈与税額控除額						
⑦納付すべき税額 (⑤－⑥)						

税額控除の算定根拠

妻 乙	
子 A	
X・Y	

〔MEMO〕

【解 答】

問 1 （単位：円）

	合計	財産を取得した人				
		乙	A	C	X	Y
金融資産	70,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
N社株式	80,000,000		80,000,000			
自宅敷地	20,000,000	20,000,000				
自宅建物	40,000,000	40,000,000				
その他の財産	12,000,000	12,000,000				
①取得財産の価額	222,000,000	86,000,000	94,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
②相続時精算課税 適用財産の価額	75,000,000		75,000,000			
③債務及び葬式費 用の金額	3,000,000	3,000,000				
④純資産価額 (①+②-③)	294,000,000	83,000,000	169,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
⑤純資産価額に加 算される暦年課 税分の贈与財産額	6,000,000				3,000,000	3,000,000
課 税 価 格 (④+⑤)	300,000,000	83,000,000	169,000,000	14,000,000	17,000,000	17,000,000

(1) 土地の価額の算定根拠

相続開始直前に被相続人の居住の用に供されていた宅地等（特定居住用宅地等）を配偶者が相続により取得した場合には、その宅地等のうち 330㎡部分までの部分について、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、80%相当額を減額することができる。

$$100,000,000\text{円} - (100,000,000\text{円} \times \frac{250\text{㎡}}{250\text{㎡}} \times 80\%) = 20,000,000\text{円}$$

(2) 相続時精算課税適用財産の価額の算出根拠

贈与時の甲商事株式価額 75,000,000円

問 2

遺産に係る基礎控除額	$30,000,000円 + (6,000,000円 \times 5人) = 60,000,000円$
------------	--

問 3

①課税価格の合計		②遺産に係る基礎控除額		③課税遺産総額（①－②）	
300,000,000円		60,000,000円		240,000,000円	
④法定相続人		⑤左の法定相続人に 応じた法定相 続分	⑥法定相続分に応ずる 取得金額（③×⑤）		⑦相続税の総額の 基となる税額 （⑥×税率－控除額）
氏 名	被相続人 との続柄				
乙	妻	1 / 2	120,000,000円		31,000,000円
A	長男	1 / 6	40,000,000円		6,000,000円
C	三男	1 / 6	40,000,000円		6,000,000円
X	Bの子	1 / 12	20,000,000円		2,500,000円
Y	Bの子	1 / 12	20,000,000円		2,500,000円
法定相続人の数	5人	合計	1	相続税の総額（⑦の合計）	48,000,000円

問 4 （単位：円）

	合計	財産を取得した人				
		乙	A	C	X	Y
①相続税の総額	48,000,000					
②あん分割合	1.00	83/300	169/300	14/300	17/300	17/300
③算出税額 (①×②)	48,000,000	13,280,000	27,040,000	2,240,000	2,720,000	2,720,000
暦年課税分の 贈与税額控除額	380,000				190,000	190,000
配偶者の税額軽 減額	13,280,000	13,280,000				
④税額控除 計	13,660,000	13,280,000	0	0	190,000	190,000
⑤差引税額 (③－④)	34,340,000	0	27,040,000	2,240,000	2,530,000	2,530,000
⑥相続時精算課税分 の贈与税額控除額	10,000,000		10,000,000			
⑦納付すべき税額 (⑤－⑥)	24,340,000	0	17,040,000	2,240,000	2,530,000	2,530,000

税額控除の算定根拠

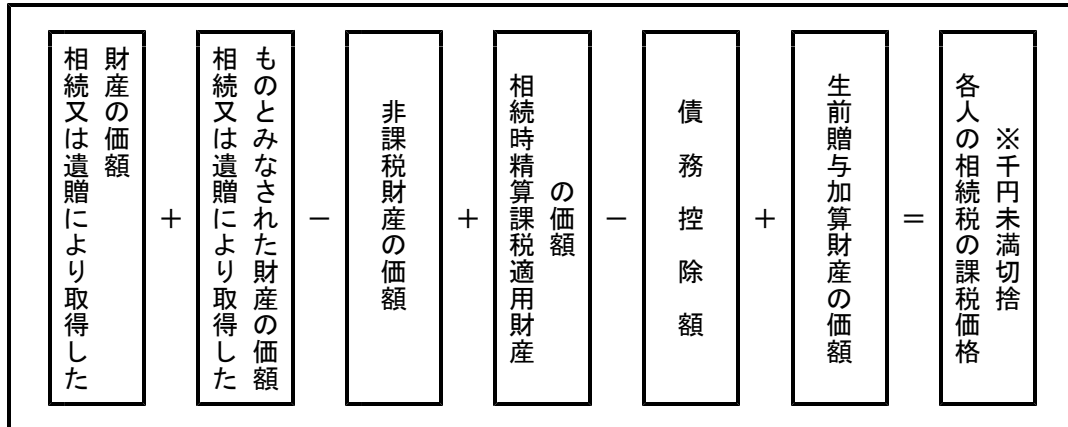
妻 乙	配偶者の相続税の課税価格（実際取得額）が、「1億6千万円」と「配偶者の法定相続分相当額」のいずれか多い金額までは、配偶者の税額軽減額の適用により、配偶者に相続税は課税されない。 $48,000,000円 \times \frac{83,000,000円(*1)}{300,000,000円} = 13,280,000円$ (*1) 実際取得額83,000,000円 < 160,000,000円(*2) ∴ 83,000,000円 $(*2) 300,000,000円 \times \frac{1}{2} = 150,000,000円 < 160,000,000円 ∴ 160,000,000円$
子 A	特定贈与者が死亡した時、それまでに相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産の贈与時の価額と相続により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額（＝（贈与財産の価額の合計額－基礎控除2,500万円）×20％）を控除して、納付すべき相続税額を算出する。 $(75,000,000円 - 特別控除額25,000,000円) \times 20\% = 10,000,000円$
X・Y	相続開始3年以内に暦年課税分の財産の贈与を受けている場合には、その財産の贈与時の価額を相続税の課税価格に加えて相続税を計算し、既に納付した贈与税を相続税から控除する。 $(3,000,000円 - 基礎控除額1,100,000円) \times 10\% = 190,000円$

〔MEMO〕

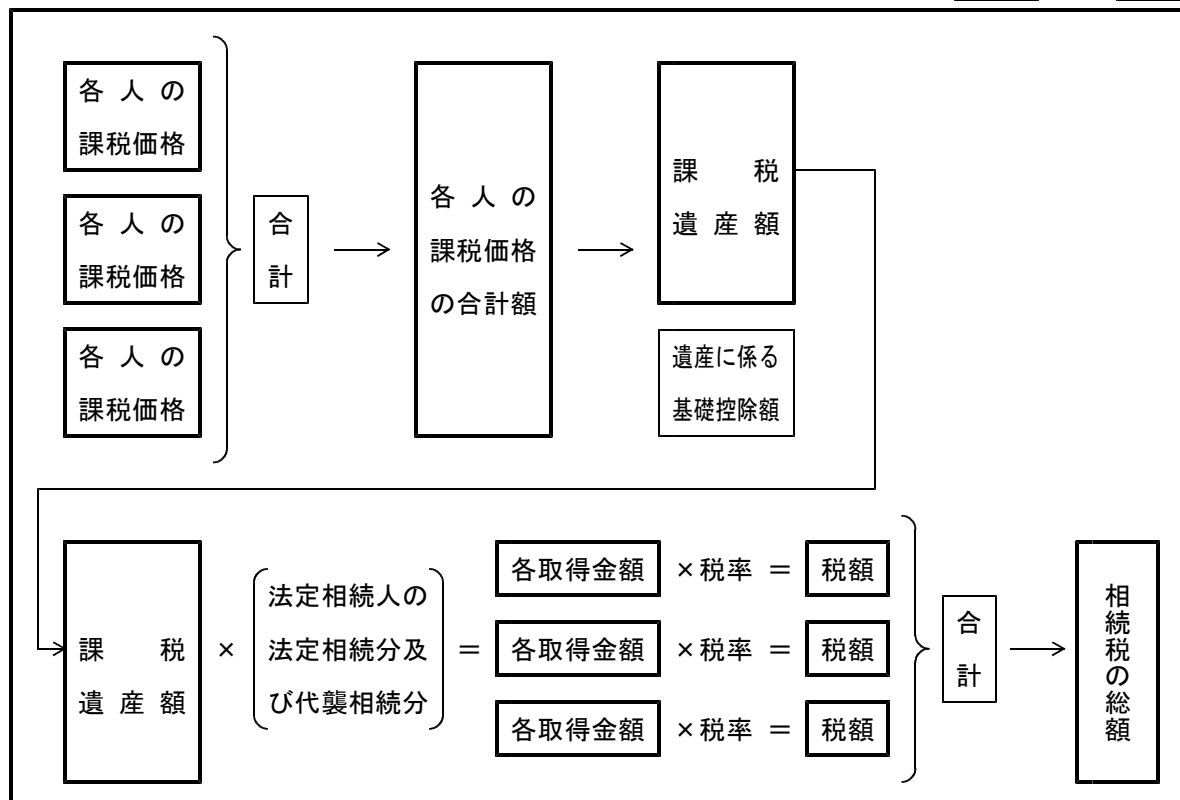
【解説】

I. 相続税の課税体系と贈与税額の計算

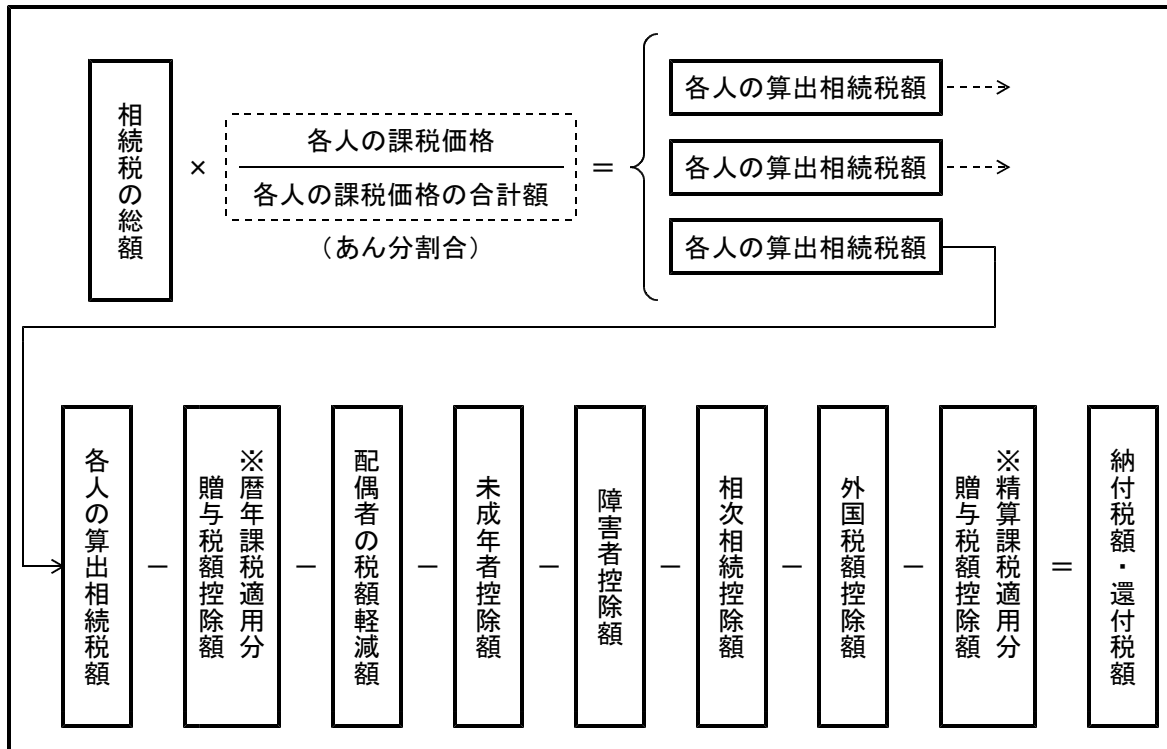
1. 相続税の課税体系

第1段階 各人の相続税の課税価格の計算（各人の取得した財産の価額の計算） **問1**

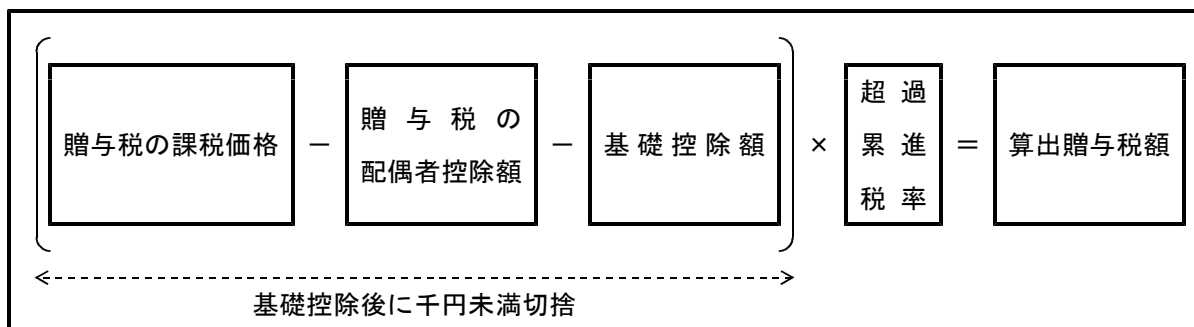
第2段階 相続税の総額及び各人の算出相続税額の計算

（各人の納付税額の基となる金額の計算） **問2** 及び **問3**

(各人の実際に納付すべき又は還付される相続税額の計算) **問 4**



(1) 暦年課税贈与税の場合


$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{特定贈与者ごとの} \\ \hline \text{贈与税の課税価格} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{贈 与 税 の} \\ \hline \text{特 別 控 除 額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 20\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{算出贈与税額} \\ \hline \end{array}$$

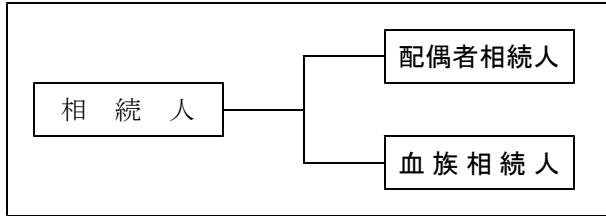
<----->
特別控除後に千円未満切捨

Ⅱ. 相続人の確定（問 1）

相続税の計算を行う上で、まず、誰が相続人となるのか確定させる必要がある。

1. 相続人とは

相続人は、配偶者相続人と血族相続人の2つに大別される。



なお、以下の事由のいずれかに該当する者は、相続人になることができない。

- ① 相続の開始以前に、死亡している
- ② 相続人の欠格事由^(※1)に該当している
- ③ 推定相続人から廃除^(※2)されている
- ④ 相続の放棄^(※3)をしている

2. 配偶者相続人

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。^(※4)

(※1) 相続人の欠格事由：故意に被相続人又は相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ又は至らせようとしたために、刑に処せられた者は、相続人になることができない。

(※2) 推定相続人の廃除：遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人になるべき者をいう）が、被相続人に対して虐待をし、もしくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他著しい非行があったときは、被相続人はその推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

(※3) 被相続人の死亡により相続人が相続する財産は、プラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産もある。そこで、相続をしたくないときは、相続の放棄をすることができる。

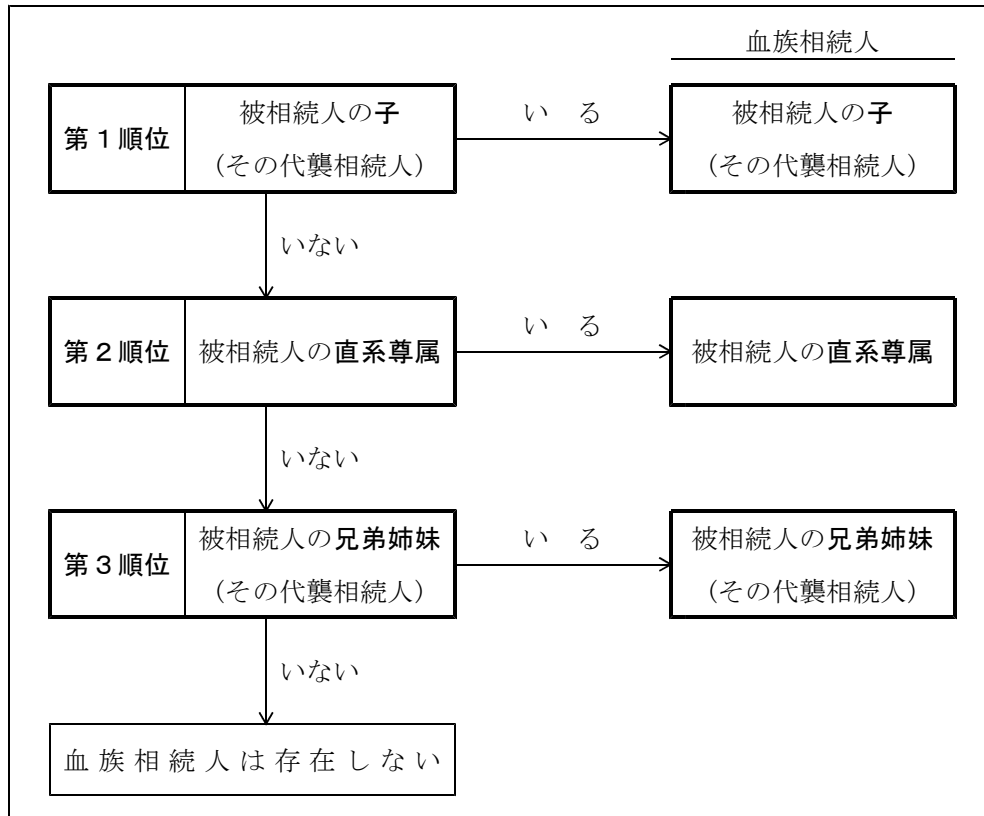
(※4) 配偶者とは、相続開始の時に被相続人と正式な婚姻関係にある者をいう。したがって、内縁関係にある者及び離婚した者は、相続人になることができない。

3. 血族相続人

以下のフローチャートにあてはめて、血族相続人を確定させる。

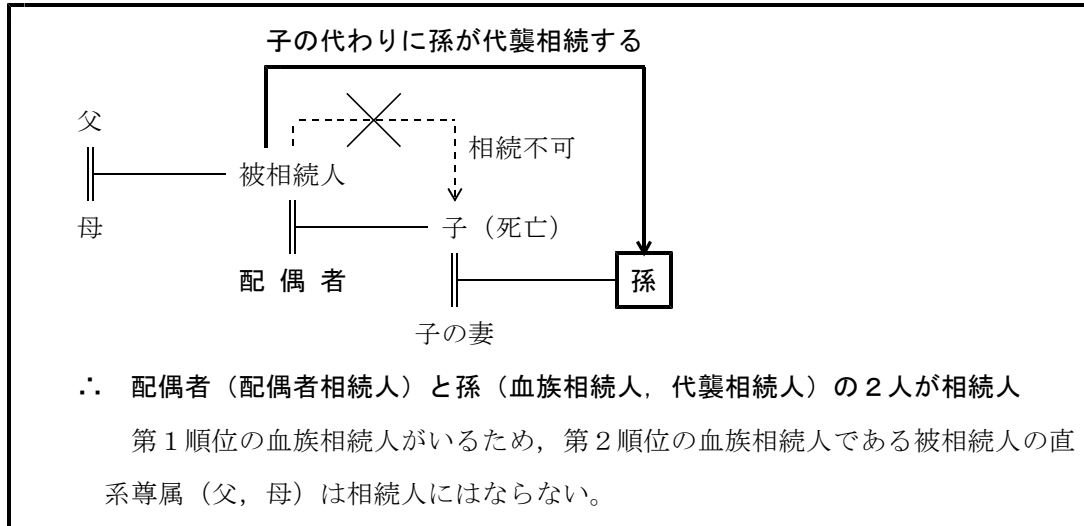
なお、直系尊属とは、直系（血統が直線的につながっている）で、かつ、尊属（被相続人より世代が上の者）である他に、血族（血統のつながりがある）である者をいう。

具体的には、被相続人の父母、祖父母などが直系尊属に該当する。



4. 代襲相続人

代襲相続とは、血族相続人となるべき者が被相続人の相続の開始以前に死亡等していた場合に、本来その者が相続人になっていたならば、その後財産が移転していたであろうその者の子などに相続させることである。



（注1）第1順位の血族相続人（子）の代襲は、何度でも繰り返す（孫 → 曾孫 → …）。

（注2）第2順位の血族相続人（父母等）には、代襲の制度は存在しない。

（注3）第3順位の血族相続人（兄弟姉妹）の代襲は、1度しか認められない（兄弟姉妹の子まで）。

【解答過程】

妻乙 → 配偶者相続人

子A → 第1順位の血族相続人

子B → 死亡しているため，相続人になることができない。

子C → 第1順位の血族相続人

孫X → 死亡した血族相続人，子Bの子であるため，代襲相続人となる。

孫Y → 死亡した血族相続人，子Bの子であるため，代襲相続人となる。

∴ 妻乙，子A，子C，孫X，孫Yの5人が相続人となる。

Ⅲ. 取得財産の価額（問 1 ①）

Ⅱ. で相続人が確定したため、各人が取得した財産を整理していく。

1. 金融資産

〔資料 7〕遺産分割協議に「金融資産については、各法定相続人が均等に取得することとなった。」とあるため、相続税評価額70,000,000円を均等に配分すればよい。

【解答過程】

相続税評価額70,000,000円 ÷ 5人 = 各人の取得した金融資産14,000,000円

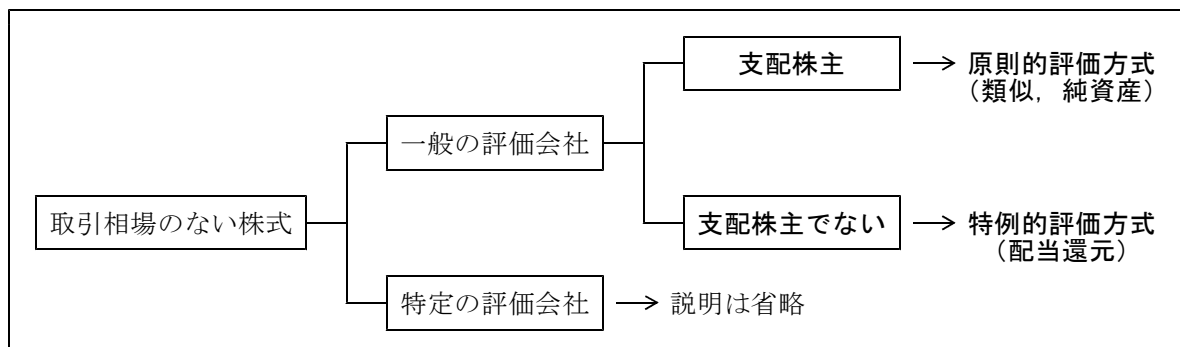
2. N社株式（取引相場のない（非上場）株式）

取引相場のない株式には、市場取引や店頭取引で成立するような取引価格というものはない。仮に取引事例があったとしても、それは通常、特定の当事者間の取引で成立した価格、あるいは、特別な事情の下で成立した価格であって、その価格を相続税法第22条に規定する時価、すなわち客観的な交換価値とすることは適当でないとされる。

また、取引相場のない株式を発行している会社の事業規模は様々であり、またその株主構成も様々で株主相互間の実質的な会社支配力にも大きな差があることから、その株式評価にあたっては、それぞれ会社の規模等の実態に応じて適正に評価する必要がある。

そこで、財産評価基本通達では、取引相場のない株式の価額を客観的、合理的に、かつ、その実態に即して評価できるようにするため、その評価する株式の発行会社（評価会社）の規模に応じて、大会社、中会社、小会社に区分し、その規模区分にしたがい、それぞれの会社に適用すべき原則的な評価方法（**原則的評価方式**）を定めるとともに、その例外として、少数株主など会社支配権のない株主の取得した株式についての特例的な評価方法（**特例的評価方式**）を併せて定めている。

<評価方法の概要>



(1) 原則的評価方式

会社規模	評価方式の内容
大会社	$\left. \begin{array}{l} \text{(原則) 類似業種比準価額} \\ \text{(選択) 1株当たりの純資産価額 (相続税評価額)} \end{array} \right\} \text{低い方}$
中会社	$\left. \begin{array}{l} \text{(原則) 類似業種比準価額} \\ \text{1株当たりの} \\ \text{(選択) 純資産価額 (相続税評価額)} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{低い方} \times L + \text{純資産価額} \times (1-L) \\ \text{(相続税評価額)} \end{array}$
小会社	$\left. \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{(原則) 純資産価額 (相続税評価額)} \\ \text{(選択) 類似業種比準価額} \times 0.5 + \text{純資産価額} \times 0.5 \\ \text{(相続税評価額)} \end{array} \right\} \text{低い方}$

(注) 中会社のLの割合

Lの割合とは、大会社にどれくらい近いかを表す割合であり、0.9（中会社の大）、0.7（中会社の中）、0.6（中会社の小）がある。

① 類似業種比準価額

類似業種比準価額は、同種同業の上場会社の株価を基に、配当、利益、純資産価額を比準させて評価した価額である。

$$A \times \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \times \text{斟酌率} = \text{*****}$$

$$\text{*****} \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}} = \text{類似業種比準価額}$$

（注）各記号の意味

A：類似業種の株価

B：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

C：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

D：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）

$\boxed{B}$ ：評価会社の1株当たりの配当金額

$\boxed{C}$ ：評価会社の1株当たりの利益金額

$\boxed{D}$ ：評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額）

② 1株当たりの純資産価額

1株当たりの純資産価額の計算は、課税時期における相続税評価額による純資産価額から法人税相当額を控除して計算する。

$$\frac{A - \{(A - B) \times 37\% \}}{\text{課税時期における発行済株式数}} = \text{1株当たりの純資産価額}$$

（注）各記号の意味

A：課税時期における純資産価額（相続税評価額）

B：課税時期における純資産価額（帳簿価額）

(2) 特例的評価方式

評価方式の内容	
（原則）配当還元価額	} 低い方
（選択）発行会社の規模に応じた原則的評価方式による評価額	

① 配当還元価額

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}} = \text{1株当たりの配当還元価額}$$

【解答過程】

N社株式は【資料7】遺産分割協議により原則的評価方式により、評価する。

① 1株当たりの純資産価額1,500円

② 類似業種比準価額500円×0.5 + 1株当たりの純資産価額1,500円×0.5 = 1,000円

③ ① > ② → 1株当たりの株式評価額1,000円

∴ 1,000円×80,000株 = N社株式の相続税評価額80,000,000円

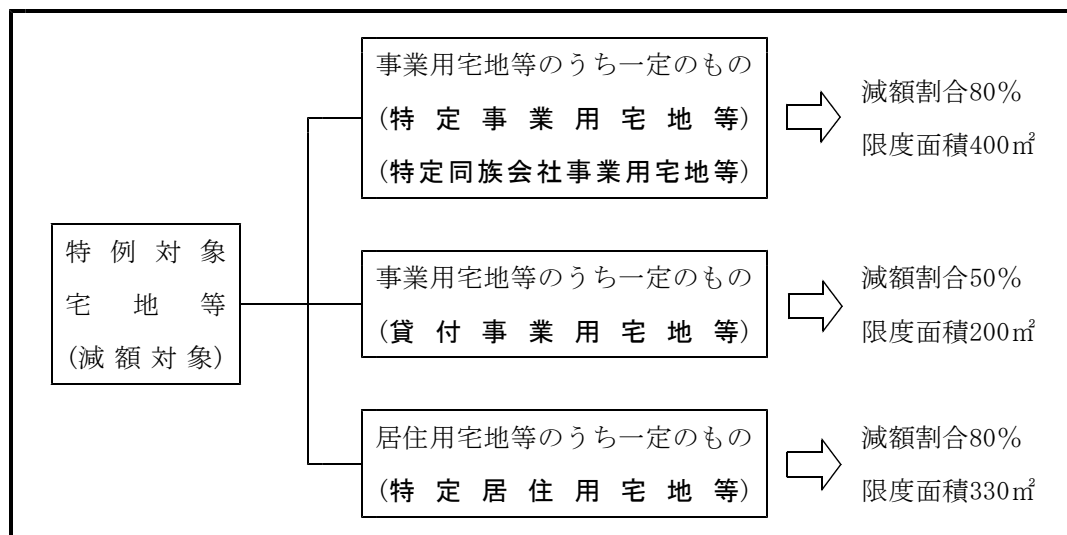
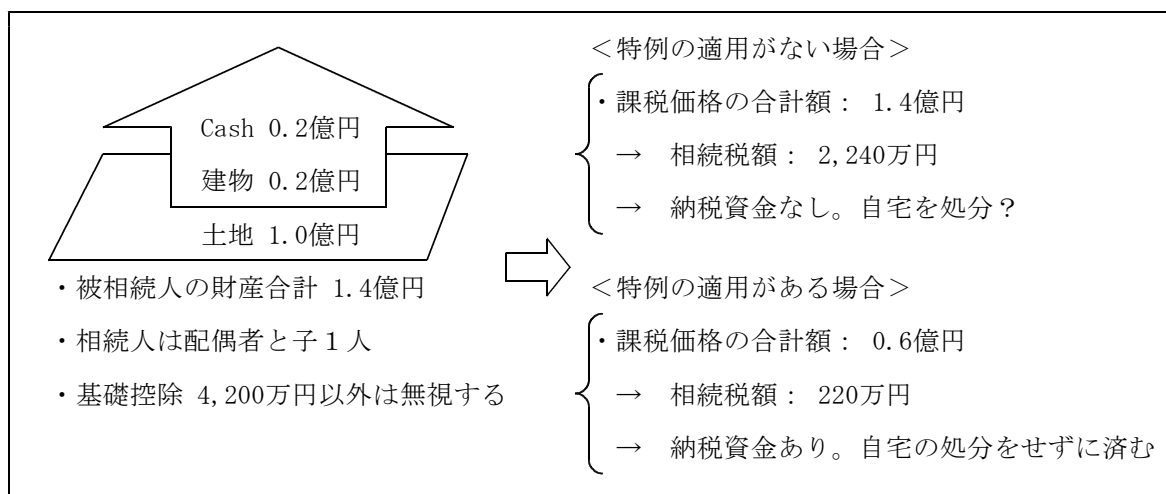
3. 自宅敷地

〔参考条文〕に小規模宅地等の特例の詳細が記載されているため、特例の適用可否を判定する必要がある。

(1) 小規模宅地等の特例

① 特例の概要

事業又は居住の用に供されていた宅地等のうち最小限必要な部分については、相続人等の生活基盤維持のため欠かすことのできないものであり、その処分には相当の制約を受けるのが通常である。このような処分に制約のある宅地等について相続税評価額でそのまま課税することは、実状に合わない向きがあるため、**一定の要件を満たす宅地等については、課税価格の計算上、減額することとしている。**



② 特定事業用宅地等

被相続人等の事業（不動産貸付業を除く）用宅地等について、要件を満たす親族が取得した場合には、特定事業用宅地等（減額割合80％，限度面積 400㎡）となる。

③ 特定同族会社事業用宅地等

被相続人等の事業（不動産貸付業等に限る）用宅地等について、同族会社の事業の用に供されていた宅地等について、要件を満たす親族が取得した場合には、特定同族会社事業用宅地等（減額割合80％，限度面積 400㎡）となる。

④ 貸付事業用宅地等

被相続人等の事業（不動産貸付業等に限る。以下「貸付事業」という。）用宅地等について、要件を満たす親族が取得した場合には、貸付事業用宅地等（減額割合50％，限度面積 200㎡）となる。

⑤ 特定居住用宅地等

被相続人等の居住用宅地等について、配偶者が取得した場合又は要件を満たす親族が取得した場合には、特定居住用宅地等（減額割合80％，限度面積 330㎡）となる。

【解答過程】

妻乙が取得した自宅敷地は，特定居住用宅地等に該当する。

$$100,000,000\text{円} - (100,000,000\text{円} \times \frac{250\text{㎡}}{\text{総地積}250\text{㎡}} \times 80\%) = 20,000,000\text{円}$$

4. 自宅建物，その他の財産**【解答過程】**

〔資料7〕遺産分割協議に「自宅建物及びその他の財産については，妻乙が全て取得することとなった。」とあるため，妻乙の取得財産の価額に含める。

（参考１）相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産の価額（みなし相続財産）

1. 生命保険金等

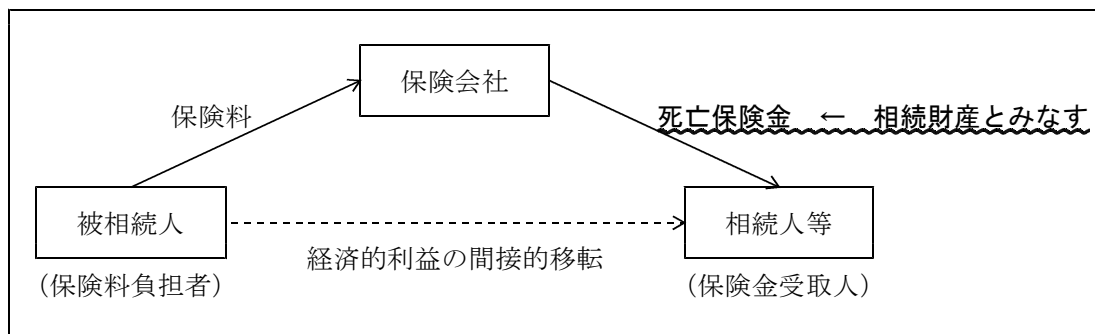
被相続人が所有していた財産を民法上の相続又は遺贈により相続人等が取得した場合には相続税の課税対象となる。

これとは別に、被相続人を被保険者とする生命保険契約に加入している場合には、その生命保険契約の受取人は被相続人の死亡に伴い、死亡保険金を取得することがある。

この死亡保険金は、実際には保険金受取人が生命保険会社から取得するものであり、民法上の相続又は遺贈により取得した財産に該当しない。

しかし、税法上、この保険金の取得については、保険金受取人が保険料負担者から利益を受けたものとみなして課税するため、**被相続人が被保険者であり、かつ、保険料負担者である場合には**、保険金受取人は被相続人から相続又は遺贈により取得した財産と同視すべきものと解される。

したがって、相続税法では課税の公平の見地から、**この保険金を相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税対象とすることとしている。**



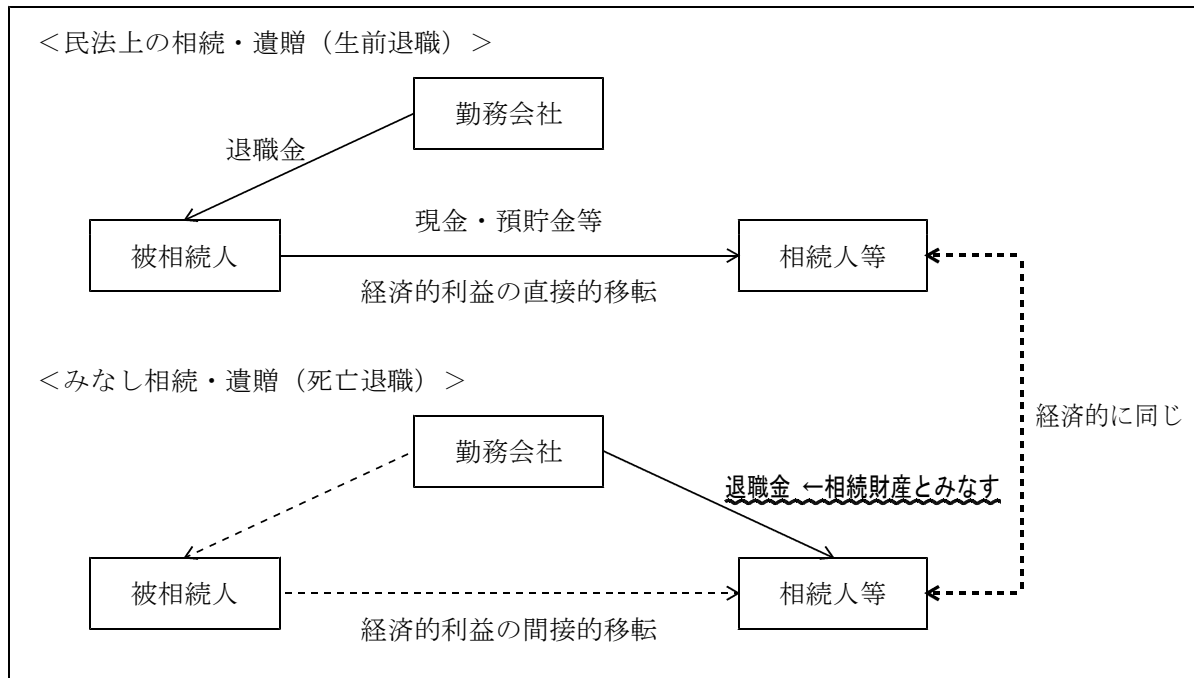
(1) 課税財産

$$\text{取得した保険金の額} \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料の金額}}{\text{被相続人の死亡の時までに払い込まれた保険料の全額}}$$

2. 退職手当金等

被相続人に支給されるべきであった退職手当金等が、被相続人の死亡により相続人等に支給された場合には、その退職手当金等は勤務会社から取得するものであり、民法上の相続又は遺贈により取得した財産ではない。

しかし、**退職手当金等は**、その経済的実質において被相続人の相続財産を相続又は遺贈により取得した場合と同様であるため、課税の公平の見地から相続税法上は、これを相続又は遺贈により取得したものとみなして**相続税の課税対象とすること**としている。



(1) 課税財産

退職手当金等の額

（参考2）非課税財産の価額

1. 墓所等

墓所，霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの

祖先崇拝の慣行を尊重する意味と，日常礼拝の用に供されているものを課税対象とすることに対する国民感情を考慮して非課税としている。

2. 生命保険金等のうち一定額

被相続人の死亡後の相続人の生活保障のために非課税とされており，また，生命保険制度を地通じての貯蓄の推進のためにも非課税とされている。

(1) 適用対象者

相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者は含まない）

(2) 非課税金額

① 生命保険金等の非課税限度額

500万円×法定相続人の数

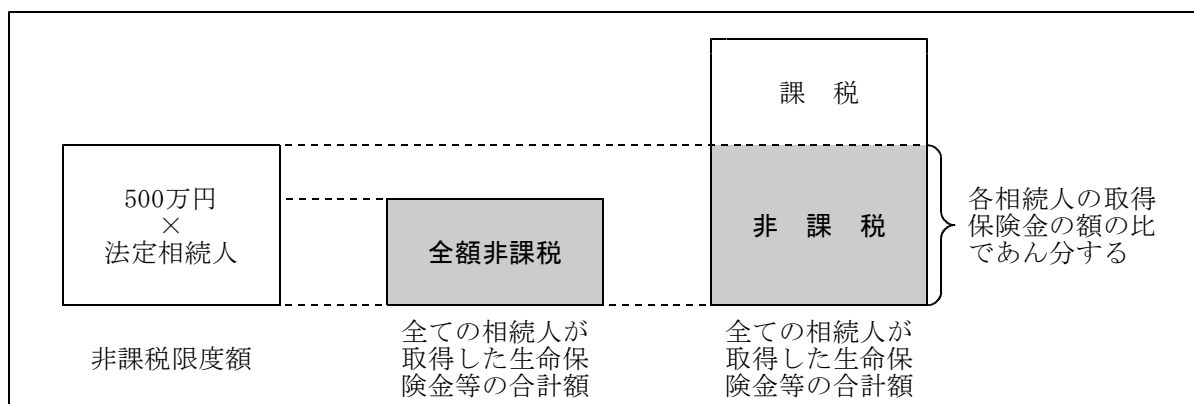
② 非課税金額

・ 非課税限度額 ≥ すべての相続人が取得した生命保険金等の合計額

→ その相続人が取得した生命保険金等の額

・ 非課税限度額 < すべての相続人が取得した生命保険金等の合計額

生命保険金等の
非課税限度額 $\times$ $\frac{\text{その相続人の取得した生命保険金等の合計額}}{\text{すべての相続人が取得した生命保険金等の合計額}}$



3. 退職手当金等のうち一定額

被相続人の死亡後の相続人の生活保障のために非課税とされている。

(1) 適用対象者

相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者は含まない）

(2) 非課税金額

① 退職手当金等の非課税限度額

500万円×法定相続人の数

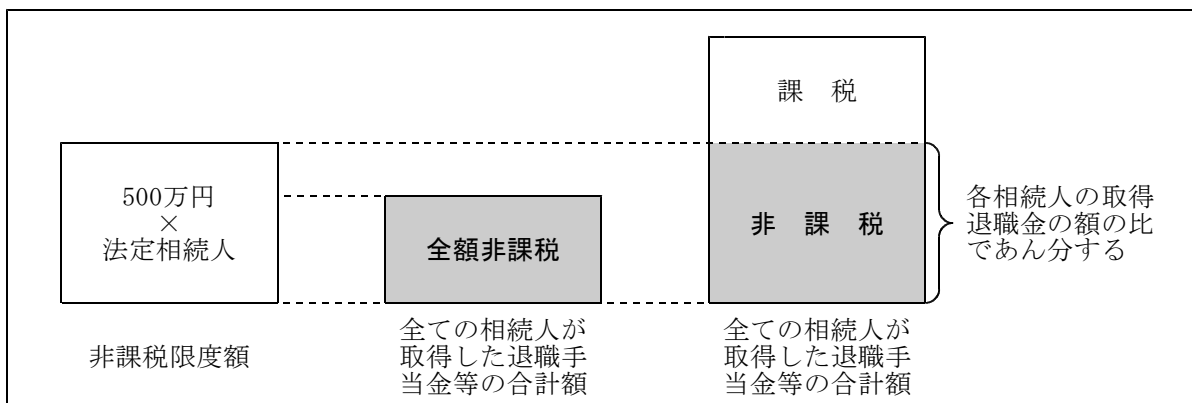
② 非課税金額

・ 非課税限度額 ≥ すべての相続人が取得した退職手当金等の合計額

→ その相続人が取得した退職手当金等の額

・ 非課税限度額 < すべての相続人が取得した退職手当金等の合計額

退職手当金等の
非課税限度額 $\times \frac{\text{その相続人の取得した退職手当金等の合計額}}{\text{すべての相続人が取得した退職手当金等の合計額}}$



IV. 相続時精算課税適用財産の価額（問 1 ②）

1. 相続時精算課税制度の概要

相続時精算課税制度では、2,500万円までのあらゆる財産について、贈与税を支払うことなく何度でも子や孫に贈与できる。贈与した金額が2,500万円を超えた部分については、一律で20%の贈与税がかかる。

相続時精算課税制度で贈与された財産は、相続が発生した時には相続財産に足し戻される。つまり、相続で受け継いだものとして相続税の課税対象になる。

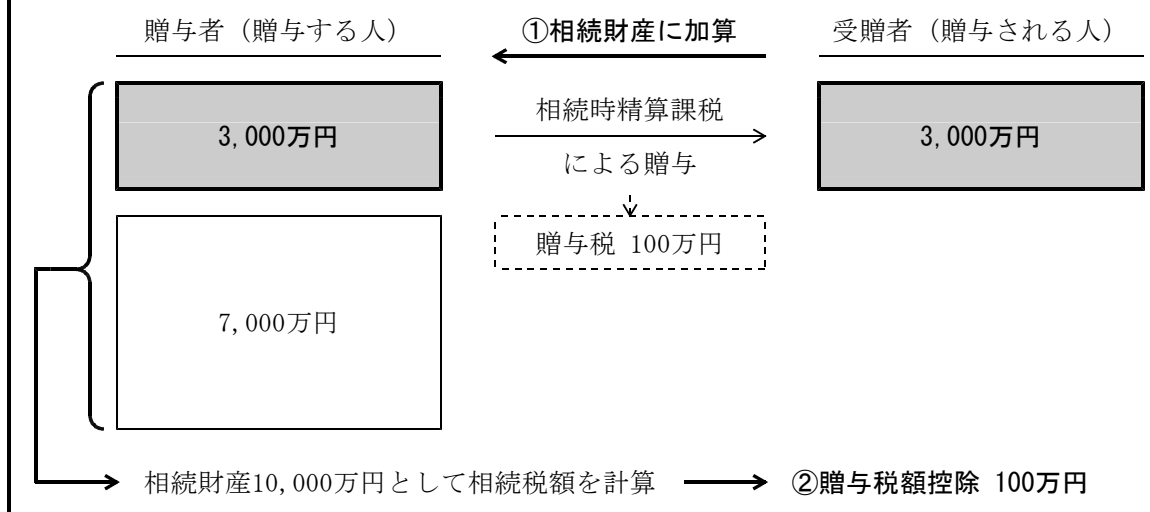
<相続時精算課税制度のポイント>

✓ 贈与時のポイント

- ① 特別控除額（非課税枠）が2,500万円
- ② 税率は一律20%

✓ 相続時のポイント

- ① 相続時精算課税により贈与した財産を贈与時の価額により、相続財産に加算
- ② 贈与時に支払った贈与税は、贈与税額控除として相続税額から控除



【解答過程】

相続時精算課税適用財産の加算額は、その財産の**贈与時の価額**となる。
したがって、75,000,000円を加算する。

V. 債務及び葬式費用の金額（問 1 ③）

相続税法では、権利（積極財産）の価額から義務（消極財産）の価額を控除し、その残額を取得した財産の価額という正味財産課税の方式をとっている。この義務の価額を控除する制度のことを**債務控除**という。

債務控除の項目	具 体 例
被相続人の 債務 で相続開始の際、現に存するもの （公租公課を含む）	・ 借入金 ・ 未払金（未払医療費など） ・ 被相続人の所得税等
被相続人に係る 葬式費用	・ 通夜費用 ・ 葬式費用 ・ お寺へのお布施

【解答過程】

甲の葬式費用 3,000,000円は債務控除できる。

VI. 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産額（問 1 ⑤）

1. 意 義

相続税は超過累進税率で計算することを利用し、相続の開始が近い被相続人が生前に財産を贈与することで相続税の負担を軽減することが可能となる。行きすぎた生前贈与は相続税の税負担の不当減少と考えられるため、**被相続人の相続開始前一定期間内にされた贈与については、相続税の課税価格にその贈与財産の価額を加算し、相続税を課税することとしている。**

【数値例】

被相続人が課税される財産を50,000,000円有していた場合

① 贈与せず、単に相続した場合

贈与税：ゼロ

相続税： $50,000,000円 \times 税率20\% - 2,000,000円 = 8,000,000円$

② 相続開始前に、2,000,000円を贈与していた場合

贈与税： $(2,000,000円 - 基礎控除1,100,000) \times 税率10\% = 90,000円$

相続税： $48,000,000円 \times 税率20\% - 2,000,000円 = 7,600,000円$

∴ 結果的に贈与をすることにより、310,000円の税負担の軽減になる。

2. 生前贈与加算（暦年課税）

- ① 加算される贈与期限
相続開始3年以内（相続開始日の3年前の応当日から）
- ② 加算される贈与財産
被相続人から受けた贈与財産
- ③ 加算される金額
その財産の贈与時の価額

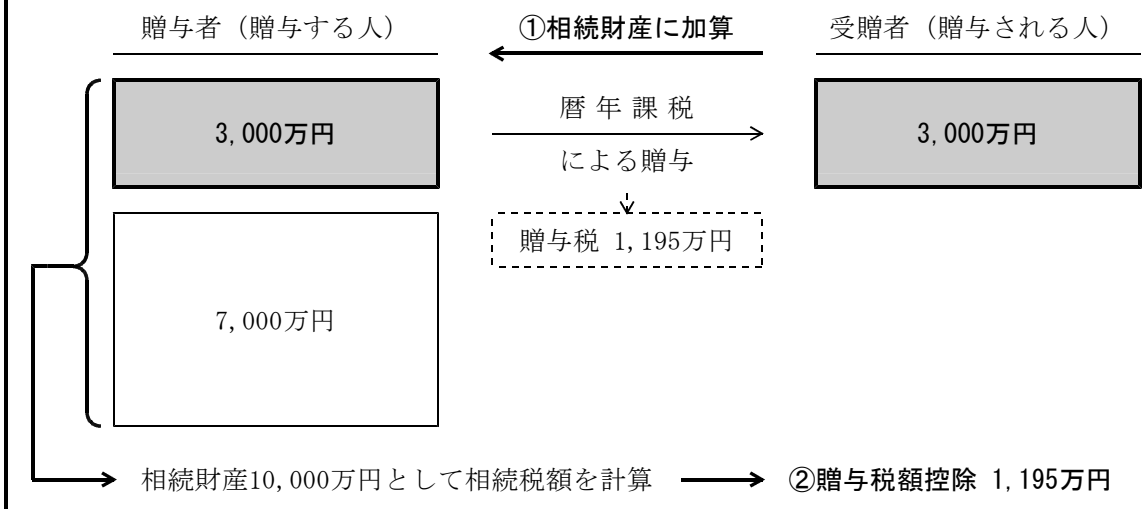
<生前贈与加算（暦年課税）のポイント>

✓ 贈与時のポイント

- ① 基礎控除額が 110万円
- ② 税率は超過累進税率

✓ 相続時のポイント

- ① 相続開始前3年以内に贈与した財産を贈与時の価額により、相続財産に加算
- ② 贈与時に支払った贈与税は、贈与税額控除として相続税額から控除



【解答過程】

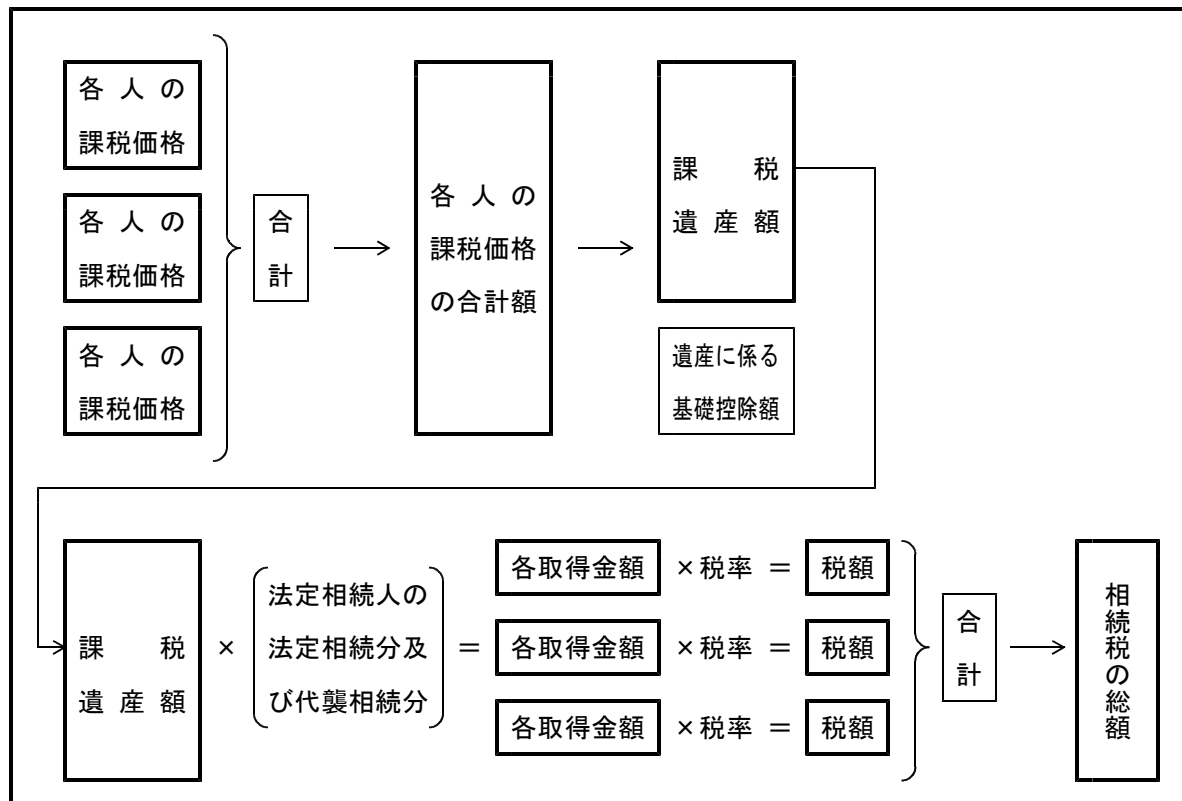
孫Xと孫Yは、令和3年4月1日に（相続開始3年以内に）、甲より金銭の贈与を受けているため、孫Xと孫Yにはそれぞれ 3,000,000円の生前贈与加算（暦年課税）が必要となる。

VII. 相続税の総額の計算（問2 及び 問3）

日本の相続税は、財産を取得した者に直接課税するのではなく、計算された各人の課税価額を合計し、遺産全体に対する相続税の総額を計算する。その後、算定された相続税の総額を財産の取得者に割り振る仕組みになっている。

相続税の総額の計算は、課税の公平を考慮し、実際の遺産の分割状況とは関係なく、被相続人の遺産額を法定相続人が仮に取得したものとして税額を計算する仕組みになっている。

第2段階 相続税の総額及び各人の算出相続税額の計算



1. 相続税の基礎控除額

相続税の基礎控除額は以下のとおりである。

$$\text{相続税の基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

【解答過程】

本問では、法定相続人が5人であるため（Ⅱ．参照），基礎控除額は以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{相続税額の基礎控除額} &= 30,000,000\text{円} + 6,000,000\text{円} \times \text{法定相続人} 5 \text{人} \\ &= 60,000,000\text{円} \end{aligned}$$

2. 法定相続人（相続税法上の相続人）

相続税法には、次の2つの相続人という概念が定義されている。両者の違いは、「相続の放棄」があった場合の取扱いにある。

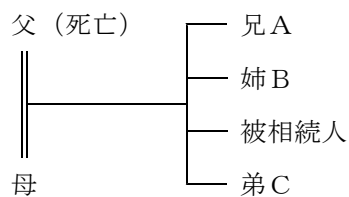
呼 称	定 義
相 続 人	相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない相続人 (民法上の相続人と同じ)
法定相続人	相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人

<法定相続人の必要性>

次の場合において、母が相続の放棄をしたときと、しないときとでどう異なるか。

【前 提】

- ・被相続人の遺産総額 4,000万円
- ・被相続人の親族関係

**① 母が相続の放棄をしなかったとき**

相続人：母 → 相続人の数：1人

基礎控除額：3,000万円＋600万円×1人＝3,600万円 < 4,000万円

→ 400万円に相続税を課する。

② 母が相続の放棄をしたとき

相続人：兄A、姉B、弟C → 相続人の数：3人

基礎控除額：3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円 ≥ 4,000万円

→ 相続税を課される部分はない。

相続税を支払う者の意思により、税負担が変動してしまうと課税の公平性が保たれない。したがって、相続税額の計算においては、相続税を支払う者の意思を排除（**相続の放棄があっても、その放棄がなかったものとする**）として、常に税負担が変動しないようにする必要がある。

∴ 税額計算上は、相続の放棄があっても、なくても、相続人を1人（母）と考える。

3. 相続分

(1) 法定相続分

① 配偶者相続人と血族相続人の両方が存在する場合

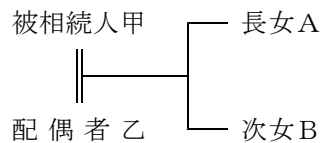
配偶者相続人の相続分	血族相続人の相続分		
	子	直系尊属	兄弟姉妹
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

② 子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合

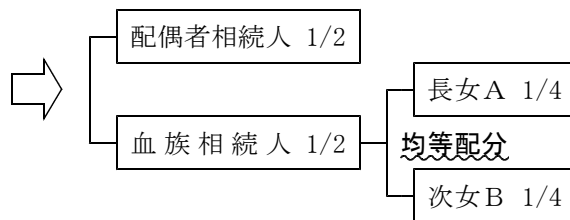
子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合は、**各自の相続分は相等しいもの**として取り扱う。

【具体例】

・被相続人の親族関係



・相続分の考え方



(2) 代襲相続分

代襲相続人の数	代襲相続分
1 人 の 場 合	被代襲者が受けるべきであった相続分と同じ
2 人以上の場合	被代襲者が受けるべきであった相続分を、その被代襲者の代襲相続人が均等に分割する。

【解答過程】

まず、各人の課税価格を合計する

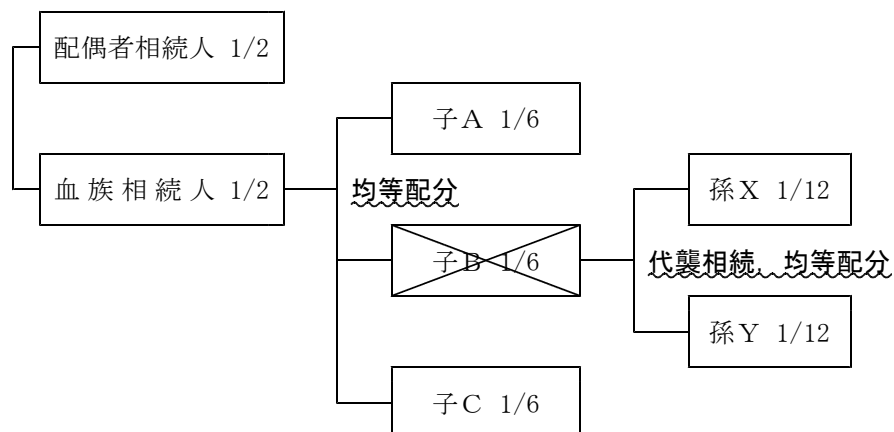
①課税価格の合計		②遺産に係る基礎控除額		③課税遺産総額（①－②）	
300,000,000円		60,000,000円		240,000,000円	
④法定相続人		⑤左の法定相続人に 応じた法定相続分	⑥法定相続分に応ずる 取得金額（③×⑤）	⑦相続税の総額の 基となる税額 （⑥×税率－控除額）	
氏 名	被相続人 との続柄				
乙	妻	1 / 2	120,000,000円	31,000,000円	
A	長男	1 / 6	40,000,000円	6,000,000円	
C	三男	1 / 6	40,000,000円	6,000,000円	
X	Bの子	1 / 12	20,000,000円	2,500,000円	
Y	Bの子	1 / 12	20,000,000円	2,500,000円	
法定相続人の数	5人	合計	1	相続税の総額（⑦の合計）	
				48,000,000円	

相続分を確定させる

法定相続分で相続したと仮定して税額計算する

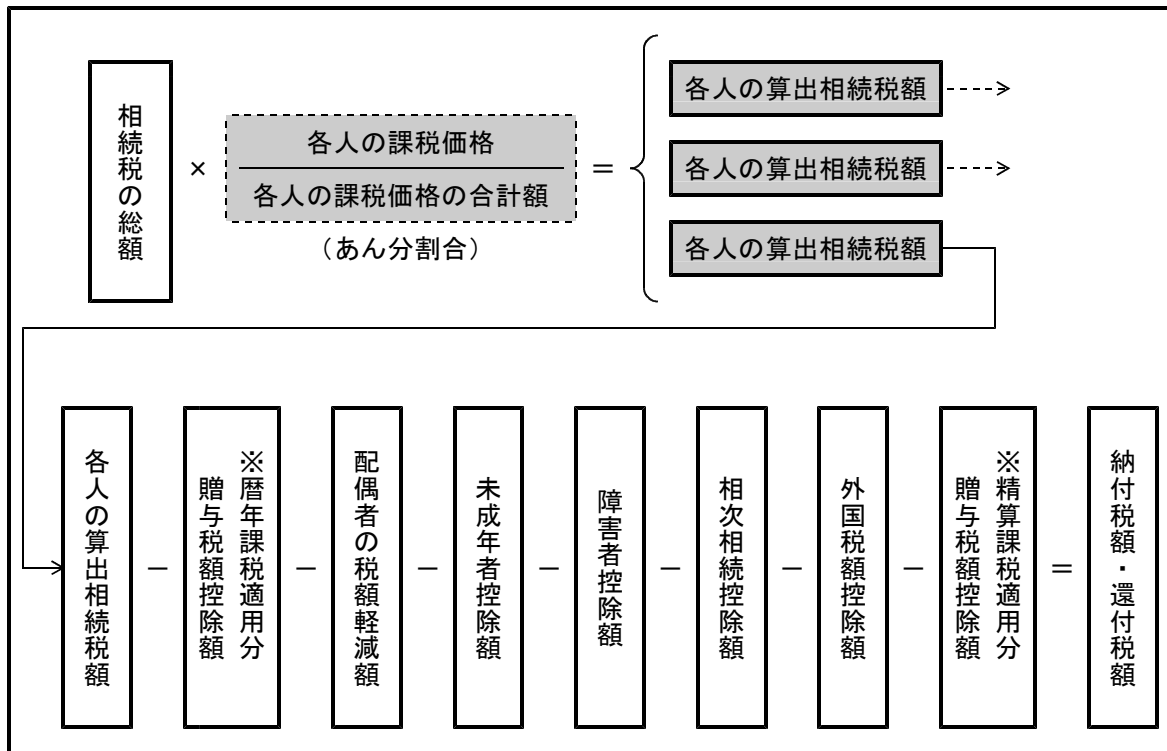
実際の財産の取得額で計算しない！

<法定相続分の考え方>



Ⅷ. 各人の算出相続税額の計算（問4 ②及び③）

第2段階で、相続人が法定相続分に従って相続したものと仮定して、相続税の総額を計算する。その後、第3段階では、相続税の総額を実際の財産の取得額に応じて、あん分する。



【解答過程】

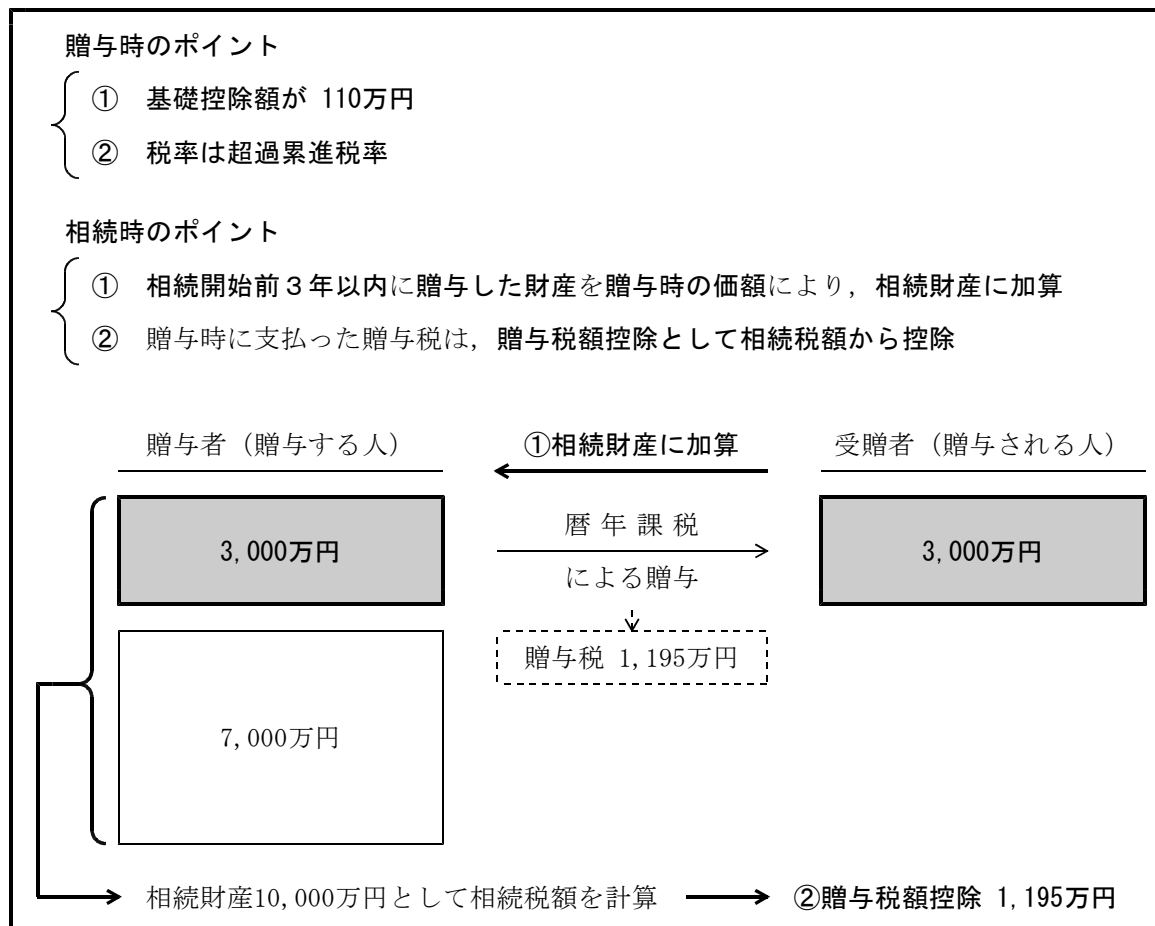
解答を参照のこと。

IX. 贈与税額控除（暦年課税）（問 4 ④）

1. 意義

生前に贈与を行うことによる相続税の不当な軽減等を防止するために、生前贈与加算の規定が設けられたのであるが、この規定を適用すると生前贈与加算の対象となった贈与財産について相続税と贈与税が課されるという二重課税が生じてしまう。これを解消するために、生前贈与財産を取得したときにその財産について課された贈与税額を相続税額から控除する贈与税額控除の規定が設けられた。

<生前贈与加算（暦年課税）のポイント（再掲）>



2. 適用対象者

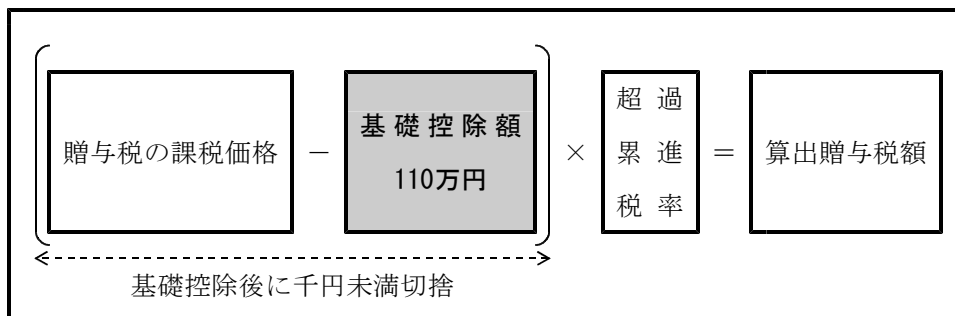
生前贈与加算の対象となった財産を取得した者で、その財産の取得につき贈与税を課された者

3. 相続税額から控除される額

生前贈与加算の対象となった財産を取得した年分の贈与税額 $\times$ $\frac{\text{生前贈与加算の対象となった財産の価額}}{\text{その年に贈与により取得した財産の価額の合計額}}$

（注）計算の対象となるのは、暦年課税贈与税が適用される財産及び税額であり、相続時精算課税が適用される財産及び税額は、一切考慮しない。

4. 贈与税額の計算



（注）本問では、贈与税における配偶者控除は問われていないため、上記では無視している。

【解答過程】

孫Xの贈与税額控除

$(3,000,000\text{円} - \text{基礎控除}1,100,000\text{円}) \times 10\% = 190,000\text{円}$

孫Yの贈与税額控除

孫Xと同じ

X. 配偶者に対する税額軽減額（問 4 ④）

1. 概要

配偶者に対する税額軽減額は、被相続人の配偶者に対し、次の点を考慮して、設けられた規定である。

- ① 被相続人の死亡後における配偶者の老後の生活保障が必要なこと
- ② 配偶者が遺産の維持、形成に寄与したところが大きいこと
- ③ 同一世代間の財産の移転であるため、次の相続開始の時期が比較的早いこと

2. 適用対象者

被相続人の配偶者

3. 配偶者の税額軽減額の計算

次の①と②のいずれか少ない金額が、配偶者の税額軽減額となる。

- ① 配偶者の算出相続税額（贈与税額控除後）
- ② 軽減の基となる金額

次の算式により求めた金額である。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{A, B のいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

A の金額：課税価格の合計額 × 配偶者の法定相続分
1 億 6 千万円

} いずれか大きい方

B の金額：配偶者の課税価格（千円未満切捨）

【具体例】

課税価格の合計額	442,000千円	配偶者の法定相続分	$\frac{1}{2}$
相続税の総額	126,000千円		

（ケース１）配偶者の課税価格 200,000千円 配偶者の算出税額 57,013,574円

（ケース２）配偶者の課税価格 300,000千円 配偶者の算出税額 85,520,361円

（ケース１）配偶者の取得した財産が配偶者の法定相続分以下の場合

$$126,000千円 \times \frac{200,000千円(*)}{442,000千円} = 57,013,574円$$

$$(*) A \quad 442,000千円 \times \frac{1}{2} = 221,000千円$$

$$B \quad 200,000千円$$

$$A > B \quad \therefore 200,000千円$$

$\therefore$ 配偶者の税額軽減額 57,013,574円

（ケース２）配偶者の取得した財産が配偶者の法定相続分を超える場合

$$126,000千円 \times \frac{221,000千円(*)}{442,000千円} = 63,000,000円$$

$$(*) A \quad 442,000千円 \times \frac{1}{2} = 221,000千円$$

$$B \quad 300,000千円$$

$$A < B \quad \therefore 221,000千円$$

$\therefore$ 配偶者の税額軽減額 63,000,000円

結 論：配偶者が取得した財産が、配偶者の法定相続分以下の場合には、納付税額が算出されない。

【解答過程】

- ① 配偶者の算出相続税額（贈与税額控除後）

13,280,000円

- ② 軽減の基となる金額

$$48,000,000円 \times \frac{83,000,000円(*)}{300,000,000円} = 13,280,000円$$

$$(*) \text{ A } 300,000,000円 \times \frac{1}{2} = 150,000,000円 < 160,000,000円 \rightarrow 160,000,000円$$

B 83,000,000円

A > B $\therefore$ 83,000,000円

$\therefore$ 配偶者の税額軽減額 13,280,000円

XI. 贈与税額控除（相続時精算課税）（問 4 ⑥）

1. 適用対象者

その被相続人に係る相続時精算課税制度適用者で、その財産の取得につき贈与税を課された者

2. 相続税額から控除される額

相続時精算課税適用財産につき課された贈与税額

3. 贈与税額の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{特定贈与者ごとの} \\ \text{贈与税の課税価格} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{贈与税の} \\ \text{特別控除額} \\ \text{(注1)} \\ \hline \end{array} \right) \times 20\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{算出贈与税額} \\ \hline \end{array}$$

←-----特別控除後に千円未満切捨----->

（注1）贈与税の特別控除額

次のいずれか少ない金額となる。

① 2,500万円（※）

（※）既に適用を受けたことがある場合

2,500万円－既に控除を受けた金額の合計額

② 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格

【解答過程】

子Aの相続時精算課税分の贈与税額控除

$(75,000,000\text{円} - \text{特別控除}25,000,000\text{円}) \times 20\% = 10,000,000\text{円}$

＜暦年課税と相続時精算課税の比較＞

	暦年課税	相続時精算課税
適用対象者	・要件なし	・18歳(1/1時点)以上の者 かつ ・贈与者の子や孫
贈与者	・要件なし	・60歳(1/1時点)以上の者 (特定贈与者という)
基礎控除	・110万円	・なし
特別控除	・なし (配偶者控除の適用がある場合あり)	・贈与者ごとに2,500万円 (前年以前に既に適用した金額がある場合には、その残額)
課税価格	・今年1年間(1/1～12/31)に贈与を受けた財産の合計額 (みなし贈与財産を含む)	・特定贈与者から1年間(1/1～12/31)に贈与を受けた財産の合計額
税率	・超過累進税率(受験上は所与)	・一律20%
届出要件	・要件なし	・特定贈与者ごとに、贈与税の申告期限までに「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要(選択取りやめは不可)。
贈与者が死亡したときの相続税	・相続財産を取得した場合は、相続開始3年以内に贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算し、その財産につき課せられた贈与税額を相続税額から控除する。	・相続財産の取得の有無を問わず、贈与を受けたすべての財産の価額を相続税の課税価格に加算し、その財産につき課された贈与税額を相続税額から控除する。

（参考3）未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が18歳未満の者である場合には，その者が18歳に達するまでの養育費は，遺産から支弁すべき性格のものであることを考慮してこの制度が設けられている。

1. 適用対象者

次の4要件のすべてを満たす者

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した者
- ② 居住無制限納税義務者，非居住無制限納税義務者のいずれかに該当する者
- ③ 法定相続人
- ④ 18歳未満

2. 控除額

10万円 × $(20\text{歳} - \text{相続開始時の年齢}(1\text{年未満切捨}))$

↑

その者が18歳に達するまでの年数

（参考4）障害者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が障害者である場合には、その者を扶養していた被相続人が死亡した後のその者の生活保障に資するため、また、その者が障害者であるため通常の人より余分に生活費等を必要とするという特殊事情を考慮して、この制度が設けられている。

1. 適用対象者

次の4要件のすべてを満たす者

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した者
- ② 居住無制限納税義務者
- ③ 法定相続人
- ④ 障害者

2. 控除額**(1) （一般）障害者**

$$10\text{万円} \times \underbrace{(85\text{歳} - \text{相続開始時の年齢}(1\text{年未満切捨}))}_{\substack{\uparrow \\ \text{その者が85歳に達するまでの年数}}}$$

(2) 特別障害者

$$20\text{万円} \times \underbrace{(85\text{歳} - \text{相続開始時の年齢}(1\text{年未満切捨}))}_{\substack{\uparrow \\ \text{その者が85歳に達するまでの年数}}}$$

(参考 5) 相次相続控除

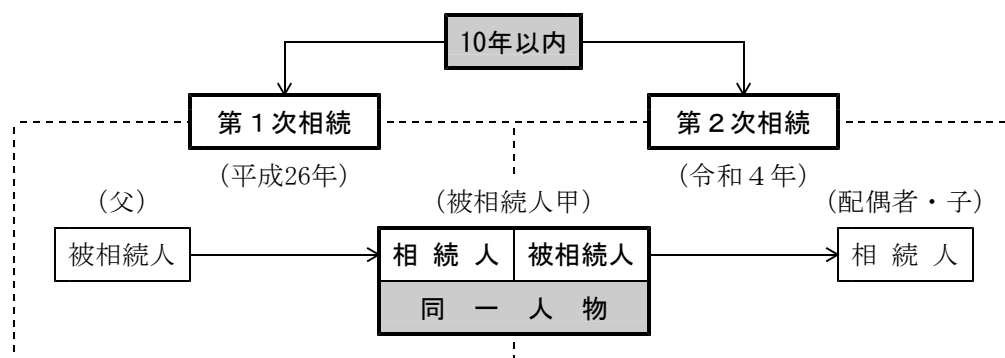
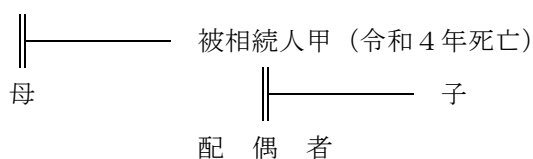
短期間に相次いで相続の開始があった場合においては、短期間に何度も相続税が課税されることになり、長期間相続の開始がなかった場合と比較して、相続税の負担に著しい不均衡が生じることになる。そこで、このような相続税の負担の調整を図るために、この規定が設けられている。

1. 適用要件

- ① 第2次相続に係る被相続人が第1次相続において相続人であること
- ② 第1次相続から第2次相続までの期間が10年以内であること

【具体例】

父（平成26年死亡）

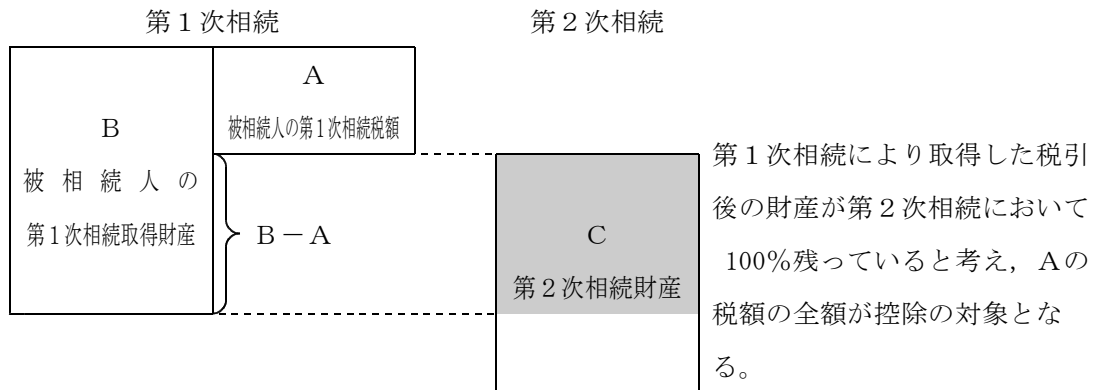


2. 適用対象者

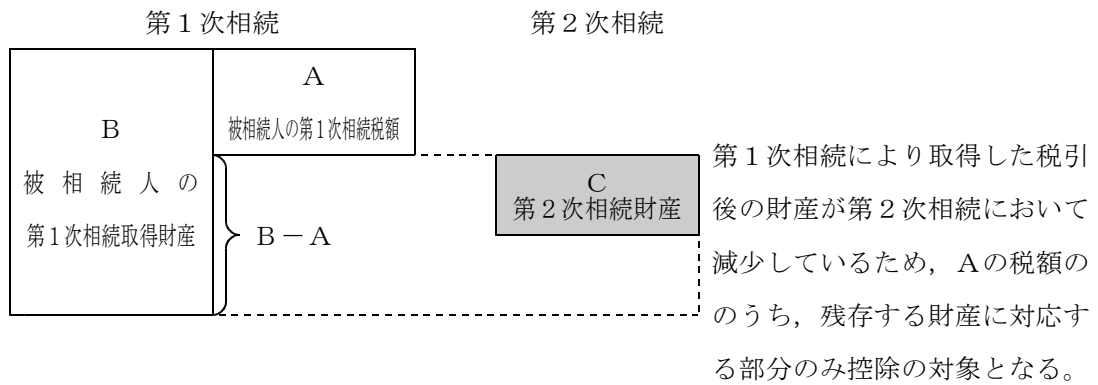
相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者は含まない）

【図 解】

$$<\text{ケース 1}> \quad \frac{C}{B-A} > \frac{100}{100}$$



$$<\text{ケース 1}> \quad \frac{C}{B-A} \leq \frac{100}{100}$$



$\frac{D}{C}$. . . 控除額を各相続人にあん分する割合。なお、分母には、相続人以外の者の純資産の純資産額も含まれる（相続の放棄をした者の純資産も含まれる）。

$\frac{10-E}{10}$. . . 経過年数に応ずる担税力を考慮するための割合。
Eの年数は1年未満切捨。